

『古事記』の再発見 — 天神と国神の和合 —

モラロジー研究所教授（法学博士） 所 功

一 『古事記』の成立経緯

- 1 「和銅五年（七二二）正月二十八日 正五位上勲五等太朝臣安万侶（多品治の子）」の序文
 - (イ) 「臣安万侶言す。……（天武）天皇の詔すらく、朕聞く、諸家の賣る所の帝紀及び本辭は、既に正集に違ひ多く虚偽を加ふる。……故ここに帝紀を撰録し、旧辭を討駁し、偽を削り実を定めて後葉に流へんと欲す。（※これ乃ち邦家の経緯、王化の鴻基なり）……時に舍人あり、姓は禰田、名は阿礼、年これ廿八、人と為り聡明……即ち阿礼に勅語して、帝室の日繼及び先代の旧辭を誦み習はしむ。然れども、運移り世異りて、未だその事を行はず。
 - (ロ) 伏して惟みるに、皇帝陛下（元明女帝）……和銅四年の九月十八日を以て臣安万侶に詔し、禰田阿礼の誦む所の勅語の旧辭を撰録し以て献上せしむ。謹みて詔旨に随ひ、子細に採り撫ふ。……記す所は、天地の開闢より始め、以て小治田（推古女帝）の御世に訖り……三卷に録す。」
- 2 『日本書紀』『風土記』との関連
 - (ハ) 天武天皇十年（六八一）三月丙戌「天皇、大極殿に御し川嶋御子（天智天皇太子）……に詔して、帝紀及び上古の諸事を記さしむ」（二月に律令の編纂開始）
 - (ニ) 元正女帝の養老四年五月癸酉「一品舍人親王（天武天皇太子）、勅を奉じて日本紀を修し……功成りて奏上す〔紀三十卷、系図一卷〕。」（養老二年、律令改訂）
 - (ホ) 和銅六年（七二三）五月甲子「畿内七道諸国の郡郷名に好き字を著けよ。その郡内……山川原野の名号の所由、また古老の相伝ふる旧聞異事を史籍（風土記）に載せて言上せしむ。」

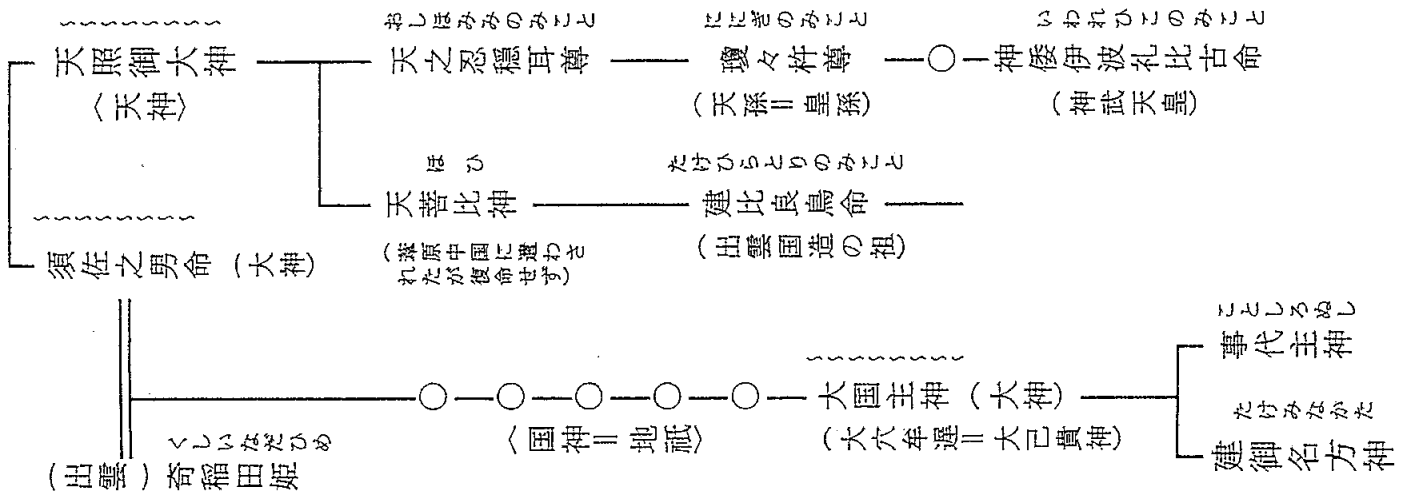
二 須佐之男命のツミとハラヘ

- 3 「速須佐之男命、天照大御神に曰さく「我が心清く明し。故、我が生せる子は手弱女を得つ。……」と云て、勝ちさびに天照大御神の菅田の阿（畔）を離ち、その溝を埋む。またその大管を聞き看す殿に屎まり散す。……神御衣織る……服屋の項を穿ち、天の斑馬を……墮し入る……。故、ここに天照大御神、見畏み、天の石屋戸を開ててさしこもりましぬ。……ここに八百万の神、共に議りて速須佐之男命に千位の置戸を負せ、また鬘と手足の爪を切りて彼はしめ、神やらひやらひぎ。」
- 4 「故、避追はえて、出雲国の肥の河上……に降ります。……速須佐之男命、その佩かせる十拳劍

を抜て、その(八岐)蛇を切り散ひたまふ。……その中の尾を切る時に……大刀あり。故
 ……天照御大神に曰し上る。こは草那藝の大刀なり。
 故、ここを以ちて速須佐之男命、宮造作るべき地を出雲の国に求め……須賀の地に到り……
 吾はこの地に来て、我が御心須々賀々し、とのりたまひて、その地に宮を作りて坐す。……
 この大神……ここに御歌詠みたまふ。……」

三 大国主大神の国作りと国譲り

※ 崇神天皇紀の出雲神皇極教と垂仁天皇紀の出雲大神夢告を反映した神話



5 大穴牟遲と少名毘古那(神産巢日神の御子)二柱の神、相並びて此の国を作り堅めたまひつ。
 然る後、……海を光して依り来る神あり、その神言さく「我が前をよく治めたまはば、吾よ
 く共与に相作り成さむ。……吾は倭の青垣の東の山の上につき奉れ、とまをす。こは御諸
 (三輪)山の上に坐す神なり。」

6 「建御雷神(天迎久士の御子)……出雲国の伊耶佐の小浜に降り……大国主神に問ひて言は
 く、天照大神・高木神の命以て問ひ使はせり、汝のうしはける葦原中国は、我が御子の知ら
 す国と言よさし賜ふ。故、汝の心いかにと。……大国主神……答けて曰さく……この葦原中
 国は、命の隋に既献らむ。唯、僕が住む所は、天神の御子の天津日繼知しめすとたる天の
 御巢の如くして……治め賜はば、僕は……隠りて侍はむ……、とまをす。

※ 「出雲国造神賀詞(出雲国造は穗日命の後なり)……大穴持命の申し給はく、皇御孫命
 の静まり坐さむ大倭国と申して、己命の和魂を八咫鏡に取り託け倭大物主櫛瓊玉命と
 名を称へて大御和の神奈備に坐させ……皇御孫命の近き守神と貰り置きて、八百丹
 杵築宮に静り坐しき。……」

出雲國造神賀詞 (書き下し)

(一) 八十日日は在れども、今日の生く日の足る日に(出雲國の國造姓名恐み恐みも申し賜はく、
掛まくも恐み明御神と大八嶋、國知ろしめす天皇命の大御世を手長の大御世と齋ふと爲て、出雲國
の青垣山の内に下つ石根に宮柱太知り立て、高天原に千木高知り坐す伊射那伎の日眞名子加夫君
伎熊野、大神神御氣野命國作り坐し大穴持命、二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神等を某甲が
弱肩に太擧取り掛けて、伊都幣の緒結び、天の美賀祓(邪)冠りて、伊豆の眞屋に鹿草を伊豆の席
と知り敷きて、伊都閉黒まし、天の鹿和に齋みこもりて、志都宮に忌ひ静め仕へ奉りて、朝日の豊
榮登に伊波比の返事の神賀言詞を奏し賜はくと奏す。

(二) 高天の神王、高御魂命の皇御孫命に天下大八嶋國を事遊り奉りし時、(出雲臣等が遠祖、天穗比命
を國體見に遣はしし時に、天の八重雲を押し別けて天翔り國翔りて天下を見廻りて返事申し給は
く豊原の水穂國は晝は五月蠅如す水沸き夜は火盆の如く光く神在り。石根木立青水沫も事問ひ
て荒ぶる國なり。然れども鎮め平けて皇御孫命に安國と平けく知ろしめし坐さしめむと申して(白
命の兄、天粟鳥命)に布都怒志命を罰へて天降し遣して荒ぶる神等を撤ひ平け、國作し大神をも媚
び鎮めて大八嶋國の現事願事、事遊らしめき。乃(大穴持命)の申し給はく、皇御孫命の静まり坐さ
む大穴、國と申して己命の和魂を八咫鏡に取り附けて(大穴持命)と御名を稱へて大御和の

神奈備に坐させ、(白命)の御子、(高御魂命)の御魂を藁木の鴨の神奈備に坐させ、(天代主命)
の御魂を手奈備に坐させ、(高御魂命)の御魂を飛鳥の神奈備に坐させて(高御魂命)の近き守神と
稱り置きて八百丹(高御魂)に静まり坐しき。是に親神魯伎神魯美の命の宣はく、(天穗比命)は
天皇命の手長の大御世を堅石に常石に伊波り奉り、伊都志の御世に幸はへ奉れと仰せ賜ひし次の隨
まに供齋仕へ奉りて朝日の豊榮登に神の禮自臣の禮白と御禮の神賀言詞を奏す。

(三) 白玉の大御白髪在し、赤玉の御阿加良び坐し、青玉の水江、玉の行相に明御神と大八嶋、國知ろし
めす天皇の手長の大御世を御横刀廣らに誅ち堅め、白き御馬の前足の爪、後足の爪の踏み立つる
躰は大宮の内外の御門の柱を上つ石根に踏み堅め、下ツ石根に踏凝し立て、振り立つる耳の彌高に
天下を知ろしめさむ事の志のため、白鶴の生御調の玩物と倭文の大御心も多親に、彼方の古川
(鹿)岸此方の古川(鹿)岸に生り立てる若水沼間の彌若敷に御若敷坐し、須すぎ振る遺止の美の水
の彌乎知に御衰知坐し、麻蘇比の大御鏡の面をおしはるかして見そなはず事のごとく、明御神の
大八嶋國を天地日月と共に安けく平けく知しめさむ事の志の太米と御禮の神賀を擧げ持て神の
禮自、臣の禮白と恐み恐みも天つ次の神賀言詞白し賜はくと奏す。

皇后陛下の御歌「出雲大社に詣てて」(平成十五年)

国譲り祀られましたし大神の奇しき御業を偲びて止まらず

慶応3 (一八六七)	1 / 8 明治天皇 (14) 小御所で踐祚式 泰前年12 / 26 孝明天皇 (35) 崩御 (三年1 / 27 崇徳寺に埋葬)
慶応4 (一八六八)	11 / 9 將軍徳川慶喜 (50) 大政総担 12 / 9 新政府 王政復古の大号令 3 / 14 五箇条の御誓文公布 5 / 27 岩倉具親 (42) ↓ 徳井茲繼 (42) ↓ 堀野美勝 (36) 「即位新式」取調 8 / 27 明治天皇 (15) 京都御所の紫宸殿で新式の即位式
明治元 (一八六八)	8 / 28 即位式場の紫宸殿、武家・殿内も拝観 9 / 8 明治と改元 (二世一元布告)
明治2 (一八六九)	10 / 13 天皇 江戸城 東京城に着御 (12 / 18 京都に遷御) 12 / 28 一条繁子 (18) 立后
明治3 (一八七〇)	3 / 12 天皇 (16) 東京再幸の途上、伊勢の外宮・内宮に親謁 (9 / 4・9 / 7 西宮寺年遷宮) 9 / 24 京都の留守官、豊后の奥平に反対する市民に「翌三年天皇遷幸東宮で謝罪
明治4 (一八七二)	8 / 18 大政官、京都遷幸延期 (突如中止) を布告 9 / 22 崇徳寺跡を皇廟の神祇宮で再行 2 / 22 大嘗祭京都斎行論者の矢野玄道ら (平田派国学者) 失脚 5 / 22 大嘗祭用の米粟作地を卜定 (悠紀地方は甲斐國巨野郡、主基地方は伊勢國桑名郡) (9 / 11・16 悠紀の儀)
明治5 (一八七二)	11 / 17 皇鷹吹上御免で大嘗祭 11 / 18 博識御幸 11 / 19 外園使節招宴 11 / 20 祭場二條御拜
明治10 (一八七七)	11 / 12 大礼服・通常服を制定 12 / 13 陰陽巨屠を太陽新屠に改め本日を六年元旦とする
明治11 (一八七八)	1 / 24 7 / 30 天皇 (24) 関西巡幸 2 / 6 京都御所の保存費金を京都府に下賜 (十二年間)
明治12 (一八七九)	8 / 30 11 / 9 天皇 (25・26) 北陸・東海巡幸 途中10 / 16 京都御所を巡覧、保存の方策として「將來わが朝の大礼 (即位式・大嘗祭) は京都にて舉行せん」との御願を示される
明治15 (一八八二)	6 / 19 井上馨 (48) ↓ 吉井友義 (51)、岩倉具親 (53) に京都御所で大礼舉行を建言
明治16 (一八八三)	12 / 18 内務取調局を設け、皇位の禮札式・祭禮規定作成に向け調査開始 4 / 岩倉具親 (55) 「京都皇居保存に関する建議」提出 (即位・大嘗・立后の三事を平安京で)
明治17 (一八八四)	4 / 28 天皇 (30) 初めて皇孫を即位式・大嘗金の母とすの皇孫を京都皇居保存を誓せしむ 6 / 28 岩倉ら京都に滞在し御所・御苑で大礼可能が調査 (平安神宮「御願」も提案)
明治21 (一八八八)	3 / 17 制度取調局を宮中に置き、長官伊藤博文 (42) 「皇業典範」「帝國憲法」調査開始
明治22 (一八八九)	5 / 25 6 / 15 樞密院が「皇業典範」案審議 (6 / 18 7 / 13 「憲法」案審議) 10 / 17 明治皇殿完成
明治25 (一八九二)	2 / 11 「皇業典範」制定 (「憲法」発布) 第十二条「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」
明治26 (一八九三)	4 / 22 全国の有志農家に新嘗祭献穀を賜許 11 / 15 常置礼式取調委員会を設置
明治32 (一八九九)	8 / 24 帝室制度調査局を設け、大礼担当、細川潤次郎 (65) ・多田好問 (64) など
明治36 (一九〇三)	7 / 18 岡田副総裁伊藤巳代治 (46) のもとで「大詔令」案再検討 (↓ 「登極令」)
明治39 (一九〇六)	10 / 4 伊東 (49) ・多田 (56) ・奥田義人 (34) ら「登極令」付式案を京都で整理検討
明治42 (一九〇九)	2 / 11 「登極令」(付式も) 公布。第四條「即位ノ礼及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ、禮ヲ之ヲ行フ」
大正元 (一九一三)	7 / 30 明治天皇 (59) 崩御。皇太子裕仁親王 (32) 明治皇殿で踐祚式 大正と改元 9 / 13 東京青山で献穀の儀 9 / 14 京都伏見で踐所の儀
大正2 (一九一三)	1 / 11 大礼準備委員会を設置 3 / 17 京都大礼奉祝金決定 11 / 21 大礼準備制 (勅令) 制定
大正3 (一九一四)	2 / 5 大嘗祭の悠紀地方を愛知県 (豊海郡六美村)、主基地方を香川県 (豊後郡山田村) に指定 4 / 9 昭憲皇太后 (64) 崩御 大礼延期 5 / 24 東京代々木で献穀の儀 5 / 25 京都伏見で踐所の儀 9 / 21 大礼準備委員会設置 12 / 1 丸鬼盛「京報選報論」を掲唱
大正4 (一九一五)	4 / 12 大礼準備制 (勅令) 再公布 11 / 8 天皇 (35) 京都行幸、皇明皇后 (31) 機嫌不參 11 / 19 京都御所で即位礼 (歴代天前の儀、紫宸殿の儀) 皇太子裕仁親王 (14) も参列 11 / 14 堀野御所跡で大嘗祭 11 / 16・17 一条掃部宮で大嘗 11 / 26 明治と前三代の踐謁謁 ※京都市の大正記念博覧会 (10 / 1 12 / 20) 11 / 26 奉祝行列、関連奉祝事業多数

大正5 (一九一六)	5 / 大正記録編纂委員会設置 (皇族院書記官長柳田國男の進言による) 11 / 3 裕仁親王 (15) 立太子礼 11 / 9 重皇親衛府議堂を設置 (總裁伊東五兵衛)
大正8 (一九一九)	8 / 30 大正の「大正記録」(原本二三八冊)の抄録「大正記録」内閣より刊行
大正10 (一九二二)	11 / 25 皇太子裕仁親王 (20) 親政即位 18年 (一九一四) 1 / 26 皇太子ご成婚
大正15 (一九二六)	11 / 21 「皇皇親衛令」・「皇皇親衛令」・「皇皇親衛令」など公布
昭和元 (一九二六)	12 / 25 大正天皇 (42) 崩御 皇太子裕仁親王 (25) 刺山御前御成婚降式「昭和」ご成元
昭和2 (一九二七)	2 / 7 新皇親衛府で欽掣の儀 8 / 8 皇親衛府で臨所の儀 6 / 20 京都大札所準備委員
昭和3 (一九二八)	12 / 30 大札所準備令 (勅令) 設置「皇親衛府」第一部長 1 / 17 即位礼と大嘗祭と大正天皇の同日月日を規定発表 2 / 5・6 大嘗祭の祭祀地方を秋田県 (南阿仁郡) 主基地方を相模原 (厚木郡) に指定 (6 / 田原式 9 / 16・21 設祭の儀 10 / 16・17 新穀供納 11 / 6 天皇 (27) 皇后 (26) 東京出席 (11 / 10 新皇親衛府で即位礼 (皇所大前の儀 紫宸殿の儀・参列者二万三千) (11 / 19 相模原で大嘗祭 (11 / 19・12 京都御苑で大嘗祭 11 / 24・25 葬・葬明・明治の臨終禮 ※大正天皇御崩御 (9 / 20・12 / 25 三万八千) 12 / 1~4 年 8 / 31 大正天皇御崩御 (五十四万人)
昭和4 (一九二九)	6 / 1 大正記録編纂委員会設置 6 / 18 大札所準備物の京都市内への下付決定
昭和6 (一九三一)	※4 / 1 京都市に伏見市と三軒・三本町を編入「大嘗祭」成立 (総人口約百万) 7 / 1 明神宮「大正記録」(原本未公開)の抄録「昭和記録」内閣より刊行
昭和21 (一九四六)	11 / 3 天皇 (45) 「日本国憲法」を公布 (22年5 / 3 施行)
昭和22 (一九四七)	1 / 16 新「皇皇親衛」公布 第四条「皇位の継承があつた時は、即位の礼を行ふ」 5 / 2 皇皇親衛 (皇親衛) 廃止 但し依命通牒により「従前の例に準じて事務を処理する」 5 / 3 皇内府を廃し宮内府を置く (↓24年6 / 1 宮内府に改称)
昭和34 (一九五九)	4 / 10 皇太子明仁親王 (25) ご成婚 (皇所大前の儀も含む) を國の儀式 (国葬行為) で挙行
昭和48 (一九六三)	10 / 28 明治百年記念式典 11 / 14 皇親衛府撤廃 (明治官報院跡に建設)
昭和50 (一九七五)	3 / 18 元号・大札などの規定作成につき国会で質疑 9 / 14 依命通牒 (22年5 / 2) 削除
昭和54 (一九七九)	6 / 12 元号法公布 (その選定中) 即位礼・大嘗祭なども国会で質疑
昭和58 (一九八三)	10 / 権原忠英氏「天皇陛下の儀典を京都で行う」京都儀典部市花案を提議 (↑3 M)
昭和59 (一九八四)	11 / 21 山根平氏「皇位継承儀礼は京都で出来るか」(朝日新聞朝刊)
昭和63 (一九八八)	11 / 1 別冊歴史読本「図説 天皇の即位礼と大嘗祭」(新人物往来社)
平成元 (一九八九)	1 / 7 昭和天皇 (47) 崩御 皇太子明仁親王 (35) 皇親衛で「即位継承の儀」(臨終) 平成ご成元 2 / 24 新皇親衛府で欽掣の儀 八王子飛騨野放で臨所の儀 9 / 20 「即位の礼準備委員会」設置 (12 / 12 即位礼は國の儀式 大嘗祭は皇親衛として区別) 12 / 28 京都府立金鏡所 (塚本寺一合額)・関西経済五団体「大嘗祭は京都で」要請書提出
平成2 (一九九〇)	1 / 8 「即位の礼準備委員会」発足 (↑19 即位礼と大嘗祭の期日決定) 2 / 8 大嘗祭の祭祀地方を秋田県 (五城目町) 主基地方を大分県 (玖珠町) に指定 5 / 29 京都御所の高欄盤と御帳台を東京に空輸 8 / 2 皇居東御苑で大嘗宮地鎮祭 9 / 28・10 / 10 斎田で種々の儀 10 / 25 新穀を大嘗宮の斎庭に供納 10 / 29 天皇陛下御即位儀典中央式典を東京国立劇場で開催 (11 / 12 皇居で即位礼 (皇所大前の儀 即位礼正殿の儀) 11 / 12・15 皇親衛で饗宴の儀 11 / 18 皇親衛府で即位礼準備一般参賀 (11 / 22 大嘗宮で大嘗祭 (総記・主基供納の儀) 11 / 24・25 皇親衛で大嘗の儀 12 / 2 葬明・明治天皇の御陵開闢 京都御所で奉会 2 / 28 皇太子徳仁親王 (31) 立太子礼 5年6 / 9 皇太子 (33) ご成婚
平成3 (一九九一)	

◎本表は、皇仁氏編「皇皇近現代年表」(図説 天皇の即位礼と大嘗祭(所載)を基に抄出し補訂した。 (新 功)

論点

本紙の四月四日付朝刊一面をみて驚いた。官内庁で検討中の方針案によれば、

「来年実施される即位の礼と大嘗祭(だいじょうさい)」は「両儀式とも皇居内で行う」が、「即位の礼は早い方が好ましい」から「十一月の大嘗祭と分離して早い時期に挙行する案も浮上している」という。

このうち、時期を離す説には賛成である。しかし「警備、費用面などから(両方もとも)東京開催が望ましいとの判断」は論拠曖昧(あいまい)で納得し難い。以下にその理由を略述しよう。

まず、時期の問題は、平時代に制定された皇室典範安初頭から明治初年まで千と登極令に基づいて、諒闇年有余の実例をみると、即位礼は踐祚(せんそ)「事実上の皇位継承」から数日ないし数か月後に行われたケースが多い。より慎重に一年間の諒闇(りょうあん)「括実施したからだが、そ

まず、時期の問題は、平時代に制定された皇室典範安初頭から明治初年まで千と登極令に基づいて、諒闇年有余の実例をみると、即位礼は踐祚(せんそ)「事実上の皇位継承」から数日ないし数か月後に行われたケースが多い。より慎重に一年間の諒闇(りょうあん)「括実施したからだが、そ

各界代表のみならず世界の各国元首たちも多数参列されるにちがいない。したがって、式場や宿舍、警備などを考えると、その場所はない。また式典の直後、奉

模範を行うから、古典に「大新嘗祭」とも記され、古訓で「オホホニエ(オホニヒア)」と読まれている。二

に於ける新嘗祭と同様、真夜中に一回、新天皇が天照大神と天神地祇(にみすから)新穀などを供進して共食される神秘的な祭儀であり、く限られた奉仕者と奉拝者しか参加できない。したがって、このような

伝統のある大嘗祭 閑静な京都御所で



ところ いざお

(京都産業大学教授)

天皇が父母の喪に服すること(明けを待つ)としても、来年一月以後なるべく早く、できれば桜の美しい四月か若葉の五月ごろ、華やかに行われることが好ましいと思われる。

この即位礼は、新天皇が即位の決意と抱負を広く内外に宣言し披露される晴れの儀式であるから、国内の

同じく新宮殿において盛大に催される必要がある。しかし、大嘗祭といものは、昔から毎年十一月に行われてきた新嘗祭(にいなめさい)と本質的に同じ趣旨の祭祀(さいし)である。それを即位の始めのみ大規模の皇居神嘉殿(しんかでん)

に於ける新嘗祭と同様、真夜中に一回、新天皇が天照大神と天神地祇(にみすから)新穀などを供進して共食される神秘的な祭儀であり、く限られた奉仕者と奉拝者しか参加できない。したがって、このような

な、大嘗祭の後には、京都で奉仕者や地元関係者に簡単な慰労の宴を賜り、伊勢神宮や先帝四代山陵の参拝をすまされてから、東京で国内各代表と駐日各国使節などを招く大饗宴を催されることが望ましい。

即位礼は、大正と同様、明治

外に宣言し披露される晴れの儀式であるから、国内の

それを即位の始めのみ大規模の皇居神嘉殿(しんかでん)

に於ける新嘗祭と同様、真夜中に一回、新天皇が天照大神と天神地祇(にみすから)新穀などを供進して共食される神秘的な祭儀であり、く限られた奉仕者と奉拝者しか参加できない。したがって、このような

な、大嘗祭の後には、京都で奉仕者や地元関係者に簡単な慰労の宴を賜り、伊勢神宮や先帝四代山陵の参拝をすまされてから、東京で国内各代表と駐日各国使節などを招く大饗宴を催されることが望ましい。

(日本法制史)